

韓国知的財産ニュース 2015 年 3 月前期

(No. 290)

発行年月日：2015 年 3 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から16日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行規則の立法予告(3.3.)

関係機関の動き

- 2-1 技術保証基金、過去最大の技術移転の業績を達成(3.2.)
- 2-2 海外知財権紛争、迅速な初期対応が必要(3.2.)
- 2-3 特許とビジネス情報を同時に検索(3.2.)
- 2-4 特許庁、「産業 - 特許連携表」の構築およびサービスを提供(3.3.)
- 2-5 特許庁、2014 年国家特許戦略青写真の最終報告書を発行(3.5.)
- 2-6 特許庁、スマート審査システムの構築を推進(3.9.)
- 2-7 パブリシティー権の保護に関する知識財産政策フォーラムが開催(3.10.)
- 2-8 韓・中 FTA の活用、「チャイナデスク」が支援(3.11.)
- 2-9 特許庁、知財権保護ガイドブックを発行(3.12.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG ディスプレー、特許競争力の確保に必死(3.3.)
- 3-2 ジェネリック医薬品市場、「無限競争」に突入(3.11.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 海外商標出願が容易に(3.13.)

その他一般

- 5-1 知財権の審判処理期間を1カ月短縮すれば3千億以上のコスト削減が可能(3.2.)
- 5-2 サムスン、いよいよ有機 EL テレビ市場へ?(3.4.)
- 5-3 LG 化学、中バッテリー業界のトップ企業にセパレータの特許を輸出(3.8.)

法律、制度関連

1 - 1 商標法施行規則の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 3.)

商標法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標審査の正確性と一貫性を確保するため、動作商標及び視覚的に認識することができる商標の提出書類等を整備し、使用による識別力の認定要件が緩和されたことを受け、使用事実の立証書類の範囲を拡大して商標登録出願人の便宜を向上させるため、意見書の提出期限を2カ月以内から審査官が定める期間に変更し、英語の商標登録証を発給する一方、現行制度の運営上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 意見書提出期限の整備(案第30条の2改正)

意見書の提出期限は、商標法第23条第2項において「産業通商資源部令によって定める期間」であって、産業通商資源部令ではその期間を「2カ月」に限定して期間の短縮が不可能であったが、出願人の早期権利化に向けて短縮の申し立てを可能とし、営業活動の障害要因を除去する等、規制を緩和する。

ロ. 使用による識別力の立証書類の整備(案第36条第4項新設)

識別力のない商標が使用によって特定人の商品に関する出処を表示することで識別可能になった場合、商標登録を受けることができるように商標法が改正されたことを受け、これに対する立証書類に需要者の認識調査結果も含まれるように拡大する。

ハ. 専門調査機関の指定取消及び業務停止基準の整備(案別表3)

専門調査機関の指定取消及び業務停止基準を軽減し、商標及びデザイン専門調査機関の基準を同一に整備することで執行の一貫性を図る。

二. 動作商標及び視覚的に認識することができる商標の提出書類の整備(案第36条第3

項、第 38 条)

動作商標の審査の正確性を確保すべく、動作商標の出願時に動作の全体を確認することができる動画ファイルの提出を義務付け、視覚的に認識することができる商標の提出図面数を「5 枚以内」から「2 枚以上 5 枚以内」に変更する。

ホ. シンガポール条約において認める国際標準書式の認定根拠の策定(案 113 条)

シンガポール条約への加盟に向け、シンガポール条約において認める国際標準書式を利用して出願等の手続を要請した場合、これを認めることができる根拠を策定する。

ヘ. 英語の商標登録証の発給根拠を策定(案第 64 条から第 67 条まで)

商標権者の活発な海外営業活動を支援すべく、商標権者の申立によって英語の登録証及び携帯用英語登録証を発給することができる根拠を策定する。

3. 意見の提出

商標法施行規則の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 3 月 25 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:商標審査政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁商標審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：302-701)

電話番号：(042)481-5089、Fax：(042)472-3468

電子メール：seungjin88@korea.kr

関係機関の動き

2-1 技術保証基金、過去最大の技術移転の業績を達成

電子新聞(2015. 3. 2.)

技術保証基金が過去最大の技術移転業績を上げた。

2日、技術保証基金は、技術移転契約約166件(移転技術254件)、取引金額63億ウォン、知的財産買収保証の222億ウォンを供給し、仲介手数料1億2,700万ウォンの業績を上げた。2001年以来、最大の業績だ。

特に、技術移転業績の89%は、公共研究機関が保持している技術に関する移転で、国のR&D成果の事業化促進に貢献した。その他公共技術取引機関より、技術移転の契約件数が8倍多く、技術移転担当人材の1人当たり生産性が他機関の平均業績を上回るなど、技術移転・事業化の支援業務において際立って優秀だったという評価だ。

技術保証基金の関係者は、「取引中小企業を対象に現場中心の技術相談を実施するなど、従来の供給者中心の技術移転政策のフレームから離れ、需要者中心の支援方法を採択したことが功を奏した」と評価した。

キル・ジェシク記者

2-2 海外知財権紛争、迅速な初期対応が必要

韓国特許庁(2015.3.2.)

特許庁は、日本、香港、イギリスなど22カ国の現地で知財権紛争に巻き込まれる韓国企業を迅速に支援すべく、「海外知財権紛争の初期対応支援事業(以下、初期対応事業)」を3月から運営する。

主な紛争国など22カ国^{*}に対する知財権諮問などが可能な国内・国外の専門法律事務所37社による専門家プールを構成し、知財権紛争の予防および対応に向けた法律諮問および侵害調査を支援する計画だ。

※日本、台湾、オーストラリア、イギリス、フランス、カナダ、イタリア、ブラジル、香港、シンガポール、インドネシア、ロシア、南アフリカ共和国、ニュージーランド、オランダ、メキシコ、アラブ首長国連邦、チリ、トルコ、デンマーク、レバノン、エルサルバドル

※海外知識財産センター(IP-DESK)が設置された5カ国(中国、米国、タイ、ベトナム、ドイツ)は、現地のIP-DESKを介して法律諮問および侵害調査の支援を受けられるため、重複支援を防止すべく、初期対応事業の支援対象国からは除外する。

支援対象は、海外に進出(予定)する中小・中堅企業で、韓国企業の海外出願などの現地知財権の確保、知財権紛争に関する警告状への対応および模倣品の取り締まりなどに

向けた法律諮問および侵害調査にかかる費用の一部を支援する。

法律諮問は、所要費用の 50～70%まで年間最大 4 件を支援し、侵害調査は所要費用の 70%まで年間 1 回 1 千万ウォン上限で支援する。

また、同事業の支援を受けた企業が紛争の拡大により長期対応が必要になる場合には、「国際知財権紛争のコンサルティング支援事業」を連携申請すれば、総合的・体系的な紛争対応コンサルティングを受けられる。

プレミアム健康飲料を世界 150 カ国に輸出しているグローバル企業(株)OKF のイ・ヨナン代表理事は、「特許庁の支援事業による迅速な警告状対応で、レバノン現地の供給業者による商標の無断先登録を取り消すことができた。今後も海外での韓国企業の知財権を保護するためには、グローバル市場を対象とする政府の支援が必要となる」と述べた。

(株)OKF は、昨年 7 月、自社の商標をレバノンで出願する過程で、現地の供給業者が自社商標を無断に先登録した事実を確認し、初期対応支援事業による迅速な警告状対応(2 回)で、現地供給業者の商標登録を取り消した。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「海外知財権紛争による被害を最小限に止めるには、迅速な初期対応が第一だ。同事業が韓国企業のグローバル展開および国際知財権保護に向けた安全な土台になることを期待している」と述べた。

初期対応事業の支援費用および限度などの詳細については、「国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr)で確認できる。

2-3 特許とビジネス情報を同時に検索

韓国特許庁(2015. 3. 2.)

特許庁は、特許情報とビジネス情報に対する連関検索ができるサイト「IP-Biz ハナロ※サービスポータル」(<http://ip-biz.kr>、以下、「ハナロサービス」)を 3 月 2 日から公式オープンする。

※ハナロ：하나로、一つで、一括してという意味

最近、特許情報に対する民間活用が増加したことを受けて、特許とビジネスの融合・複合情報の重要性が増しているが、データ間の連携性が足りず、特許とビジネス情報をそれぞれ検索・収集するなど、時間と手間がかかった。

ハナロサービスは、このような問題を改善するため、2014年、未来部の「創造ビタミンプロジェクト」のうち、「ICT基盤の公共サービス促進事業」の支援を受けて、特許庁の特許情報と10カ所の公共機関のビジネス情報など、合計200万件を統合データベース(DB)として構築した。

提供情報は、有望技術情報など6種類の特許情報と企業情報など5種類のビジネス情報だ。

特に、中小企業の有望産業分野であるLEDとスマートカーについては、商品別の特許動向分析、関連特許リストなど、商品別特許情報を別途のDBに構築し、もっと正確で活用性の高い情報を提供する。

<特許・ビジネス情報のDB構築現況>

区分	情報種類
特許情報(6種類)	商品別の特許情報、特許動向調査報告書、有望技術情報、 特許技術取引情報、標準特許、特許紛争情報
ビジネス情報(5種類)	市場・技術動向情報、企業情報、国家R&D情報、 取引技術情報

ハナロサービスを利用する場合、新規事業を構想している創業予備軍や中小企業などが多様な特許およびビジネス情報を簡単に収集し、国内・国外の市場分析、競争企業分析、R&D戦略立てなどに活用できるため、企業の経営および知的財産力量の強化に役立つと見られる。

特許庁は、今年、ハナロサービスの利用活性化に必要なデータをさらに拡充し、商品単位DBも出願量の多い中小企業適合業種(2015年度は、ディスプレイ、燃料電池、医療機器など3商品)を中心に増やしていく計画だ。

また、ハナロサービスの広報パンフレットおよび利用マニュアルなどを製作・配布し、産業別関連協会などと協力してハナロサービスのユーザー向け教育も持続的に実施していく計画だ。

情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「特許情報とビジネス情報の統合情報チャンネルを国内初で構築したという意味が大きく、必要な情報に対するアクセシビリティと活

用性を改善したため、中小企業の創業促進と競争力向上に役立つと見られる」と述べた。

2-4 特許庁、「産業 - 特許連携表」の構築およびサービスを提供

韓国特許庁(2015.3.3.)

特許庁は、特許統計と産業・経済関連統計を連携して分析できるよう、産業 - 特許の連携分析フレームを構築し、これを3月から特許庁ホームページに公開。それによる統計情報を提供する計画だ。

従来の特許関連統計は、技術を中心に作成された国際特許分類(IPC)を使用し、各種産業・経済関連統計は、韓国標準産業分類(KSIC)を使用するため、その相互連携分析が難しかったが、今回、産業 - 特許連携表を提供することで、特許統計と経済・産業統計間の連携分析が可能となり、各種統計に対する総合的・深層的な分析ができると見られている。

< 産業(KSIC) - 特許(IPC)連携表 >

産業名	産業分類(KSIC※)	特許分類(IPC※※)
食料品製造業	C10(C1000)	A21D, A23B, A23C, A23D, A23F, A23G, A23J, A23K, A23L, A23P, C12J, C13B, C13C, C13D, C13F, C13J, C13K
飲料製造業	C11(C1100)	C12C, C12F, C12G, C12H
...		
コンピュータープログラミング、 情報サービス業	J582, J62, J63(Z0000)	G06D, G06E, G06F, G06G, G06N, G06Q, G06T, G09C

※KSIC(韓国標準産業分類)：統計庁で経済、産業などの分析に向けて提供する産業分野別分類

※※IPC(国際特許分類)：世界知的所有権機関(WIPO)で特許文献の効率的な管理に向けて制定した国際特許分野で通用する技術分野別の分類

同連携表を基に、統計庁で提供しているマイクロデータ※とも連携して、特許と産業、経済、人口などとの相関関係および影響度の分析など、多様な活用ができると見られる。

※マイクロデータ：事業体、世帯、人口及び農漁家部門など、計40種の統計調査資料に対してサービスしているシステム。韓国標準産業分類(KSIC)基準で算出可能

情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「特許関連情報を経済関連指標と連携することで、知財権情報と経済情報について、より深層的で効果的な分析ができると期待される。今後は、商標とデザイン分野までその連携範囲を拡大し、知的財産統計情報の活用性を

高める計画だ」と述べた。

2-5 特許庁、2014年国家特許戦略青写真の最終報告書を発行

韓国特許庁(2015.3.5.)

特許庁は、農林水産食品、部品、LED/光、海上・航空輸送および新再生可能エネルギーの5大産業分野を対象に選定した未来有望技術とその特許先取り戦略を提示する2014年国家特許戦略青写真の最終報告書を3月6日に発行する。

特許戦略青写真事業は、専門家の直感や経験に依存して未来有望技術を発掘する慣行を改善するために進められた事業で、特許庁が保持している2億5千万件の特許ビッグデータを分析して未来有望技術を調べたものだ。産業分野全体を18大産業分野に分け、2012年から毎年3~6大産業分野ずつ進めた。

今回の報告書は、2012年、2013年に次ぐ3回目の発行となる。昨年4月から10カ月間、合計503万件の特許文献を分析対象とし、133万件の有効特許を選定して深層分析を行った最終結果を紹介している。

特に今年は、近年のグローバル特許紛争に関する情報と特許管理専門会社(NPE)による特許活動まで分析した。未来創造科学部(韓国情報化振興院)と協力して特許分析の結果とWeb基盤のビッグデータの分析結果を融合した未来有望技術の予測指標(市場トレンド、技術融合性など)も試行的に開発し、有望技術の発掘に活用した。

特許庁産業財産創出戦略チームのイ・ソヌチーム長は、「特許の観点で導き出された未来有望技術に政府と民間のR&D力量を集中すれば、良質な特許成果を創出できるため、国のR&D投資効率性が大いに高まるはずだ。特許庁は、全産業分野に対する未来特許戦略作りに向けて、今年も情報通信メディア、半導体など、6大産業分野に対する青写真の構築を推進する計画だ」と述べた。

一方、同報告書は、5大産業分野別の「要約報告書」と「IP戦略報告書」に構成されており、R&Dを行う各部処、専従機関などに提供し、それぞれ活用されると見られる。産業分野別協会、民間企業、大学などでも申請できる。

<国家特許戦略青写真の最終報告書の構成>

要約報告書	事業推進体系、プロセス、産業分野別の分析方法論、IP戦略技術体系、浮上技術の分析結果、最終的な10大	冊子・電子ファイル配布
-------	--	-------------

	有望技術の導き出し過程および結果	
IP 戦略報告書	中核技術別の特許 History、詳細要素の技術別発展持続性、新規探索研究分野の分析、特許紛争の動向、有望性・オリジナル性の分析、特許観点の有望要素技術および予備 R&D 課題の提示	電子ファイル (CD、USB) 配布

報告書の申請は、特許庁と韓国知識財産戦略院のホームページで案内している。一方、今年からは、同報告書の活用性を高めるため、詳細な分析結果に対する深層セミナー、カスタマイズ型報告書の製作、有効特許情報 (Law Data) の提供などを実施する計画で、詳しい内容は韓国知識財産戦略院で問い合わせできる。

2-6 特許庁、スマート審査システムの構築を推進

韓国特許庁 (2015. 3. 9.)

特許庁は、特許願書はもちろん、審査官が作成する通知書のミスを自動的にチェックして審査を支援する「スマート審査システム」を構築する予定だ (2015 年下半期中に構築完了予定)。

「スマート審査システム」は、審査官によって行われた特許審査の一部に対して、情報化システムを活用して自動的に分析することで、審査業務をフォローするシステムだ。大きく「願書自動分析機能」と「通知書ミス防止機能」で構成される。

「願書自動分析機能」は、願書と明細書を自動的に検査し、法令で定める要件に合っているか否かを点検することで、記載要件の判断に関する審査官の業務負担が大幅に軽減できると見られる。

※例：請求項に記載された用語が発明の詳細な説明においても使用されているかを点検し、請求範囲が発明の詳細な説明によって裏付けられるか (特許法第 42 条第 4 項第 1 号) を確認

そして、「通知書ミス防止機能」は、審査官が作成する通知書においてミスの有無を自動的に分析する機能で、発生可能性が高いミスを自動的にチェックすることで、出願人に提供する審査結果の正確性向上に役立つと期待されている。

※例：通知書の「審査結果」部分の法条項別請求項と [具体的な拒絶理由] 部分の請求項を比較し、拒絶理由から漏れた請求項があるかを確認

この「スマート審査システム」は、まず、特許・実用新案分野に対して計 4 億ウォン

の事業費を投じて、上半期から12月まで構築する計画で、今後、商標・デザイン分野にも拡大適用する予定だ。

特許庁情報顧客政策局のチャン・ワノ局長は、「スマート審査システムは、韓国の優れたIT技術力を特許審査と融合し、特許行政のグレードアップを実現するきっかけになると思われる。これで、韓国特許庁の審査品質に関する国際的プレゼンスの向上と優秀特許の創出に貢献すると期待される」と述べた

2-7 パブリシティー権の保護に関する知識財産政策フォーラムが開催

韓国特許庁(2015.3.10.)

特許庁は、最近関心が高まっている氏名、肖像、声など、人格的兆表の商業的利用に関するパブリシティー権(Right of Publicity)の保護方案に対する専門家の意見を聞くため、3月10日、韓国知識財産センター(ソウル)の国際会議室にて「知識財産とパブリシティー権」というテーマの下、2015年知識財産政策フォーラムを開催する。

最近、物権法定主義に基づいて明示された法的根拠がない限り、パブリシティー権の侵害を認めることはできないという下級審の判決が言い渡された中、米国など主要国における保護現況および韓国の法体系におけるパブリシティー権の保護方案などについて、関連専門家の様々な意見を聴ける機会を作った。

特に、2013年7月に改正された不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(2014年1月施行)において、「他人の相当な投資または努力によって作られた成果を無断に盗用する行為」を不正競争行為とみなす一般条項が新設されたことで、同条項のパブリシティー権の侵害に対する根拠規定としての地位に関する議論も同時に行われると見られる。

同フォーラムでは、「主要国におけるパブリシティー権の保護動向(大法院裁判研究官のチェ・スンジェ弁護士)と「韓国におけるパブリシティー権の保護方案(ソンシン女子大学のクォン・オソン教授)の順でテーマ発表が行われ、その次にイ・ヨンミン弁護士(法務法人ユルチョン)、パク・ジュヌ教授(ソガン大学)、ソ・ウルス課長(特許庁産業財産保護政策課)の順で討論し、アン・ヒョジル教授(コリョ大学)が座長をつとめ、議論を進行する予定だ。

産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「国内でもパブリシティー権の保護に対する必要性は大体認められているが、その保護方案については、学者の間でも見解が

分かれるため、今回のフォーラムによって望ましい保護方案が導き出されるきっかけになることを願っている」と述べた。

2-8 韓・中 FTA の活用、「チャイナデスク」が支援

産業通商資源部 (2015. 3. 11.)

□ 韓国の中小企業が先制的に韓・中 FTA に備えられるよう様々な情報やコンサルティングを提供するチャイナデスクがオープンした。

○ 産業通商資源部 (長官: ユン・サンジク) は 3 月 11 日に貿易協会で「チャイナデスク開所式」と「2015 通商産業フォーラム、韓・中 FTA の中小企業活用ワークショップ」を開催した。

< 概 要 >

日時/場所	15 年 3 月 11 日 (水) 08:30~17:30 / 貿易協会 3 階・COEX3 階 E ホール
主宰/主管	産業通商資源部 / 貿易協会および KOTRA
参加者	産業部長官、特許庁長、中小企業庁長、関税庁長、貿易協会会長、KOTRA 社長、aT センター社長、通商産業フォーラム文化委員、中国進出の有望中小企業など 400 人余り
プログラム	チャイナデスク開所式 (貿易協会 3 階)
	2015 通商産業フォーラム、韓・中 FTA の中小企業活用ワークショップ (COEX3 階)

□ 政府は去年 11 月の韓・中 FTA の実質的妥結の後、ワンストップ支援窓口である「チャイナデスク」の設置を言及し*、11 日から貿易センターの 3 階で業務を開始した。

* 韓・中 FTA 活用のためのワンストップ支援体系を構築 (14. 12. 5. 「貿易の日」の大統領祝辞)

* 韓・中 FTA の仮署名の時に「韓・中 FTA の活用および競争力強化の方向」を発表 (15. 2. 25.)

○ チャイナデスクは新たな成長の突破口として韓・中 FTA に対する政府の期待と活用の意志が現れたものである。

○ さらに、チャイナデスクが韓・中 FTA の発効前に発足したのは、韓国の中小企業が先制的に FTA に備えられるよう様々な情報やコンサルティングを提供するためである。

- 韓・中 FTA は韓国最大の交易国との自由貿易協定であり、他の FTA とは違って韓国の多くの中小企業が商品を輸出したり直接進出したりしているなど、直・間接的に中国市場と緊密に繋がっているため、中小企業の関心は非常に高い。そこで、十分な情報提供やコンサルティングを通じて韓・中 FTA 発効と同時にこれを活用できるようにするのが重要である。

□ 中小企業の韓・中 FTA 活用の尖兵であるチャイナデスクの機能および組織構成は以下の通りである。

○ (主要機能) 韓・中 FTA の発効前は中国側の品目別の譲許内容や FTA の活用方法など包括的な情報・資料の提供およびコンサルティングの需要に積極的に対応する。

- 発効後は FTA の活用はもちろん、輸出産業化への支援、販路開拓、非関税障壁の隘路解消に至るまで中国進出に関する現場の隘路すべてをワンストップで解決できるようにしていく計画である。

〈段階別の機能および組織構成の計画〉

区 分	内 容
1 段階 (発効前)	<p>○ 中国側の品目別の譲許内容、FTA の活用方法など包括的な情報・資料の提供やビジネスコンサルティングなどが中心</p> <p>* (構成) 1 チーム 9 人/関税士、弁護士、原産地管理士、KOTRA など 5 つの機関から派遣された専門家、退職した貿易専門人材などを活用</p>
2 段階 (発効後)	<p>○ 韓・中 FTA の活用、輸出産業化の支援を通じて販路開拓、非関税障壁の隘路解消、事後検証への備えなどの分野までワンストップで支援</p> <p>* (構成) 2 チーム 15 人/専門人材の他に技術標準院、食薬処、特許庁など関連省庁からの専門家派遣を拡充</p>

○ (組織構成) このように中国進出企業へのワンストップ支援が円滑に行われるためには、チャイナデスク発足の初期に専任組織の特化された専門人材で組織を構成するの

が重要だといえる。

- そこで、チャイナデスクの構成員として KOTRA など輸出支援の 5 大専門機関*から派遣された専門家や現場経験の豊富な関税士、弁護士、認証専門家など 9 人の専門人材**を配置して、仮署名以降の相談の需要に積極的に対応するようにした。

* 5 大専門機関 : KOTRA、貿易協会、aT センター、大韓商工会議所、知識財産保護協会

** 専門人材 9 人 : 関税士 (2)、認証専門家 (1)、貿易協会 (2)、KOTRA (1)、aT センター (1)、大韓商工会議所 (1)、知識財産保護協会 (1) などの機関からの派遣者

- 特に、貿易に関する専門知識やノウハウを持つ貿易専門の退職者を再教育して貿易隘路支援の専担プール (POOL) を構成し、現場の隘路を解決できるように支援する。

- 韓・中 FTA 発効後は相談の需要を考えて必要な場合は国家技術標準院、特許庁、食薬処など関連機関の専門家などの追加的な派遣や配置問題も協議していくことにした。

〈 チャイナデスクの担当業務 (案) 〉

区 分	担当業務
チャイナデスク	・ FTA 活用関連の隘路事項の発掘および建議
	・ 海外活用センター (中国貿易館)、輸出販路開拓、対中投資業務などの連携
	・ 農食品の輸出産業化の戦略、通関支援事業および品質認証への支援
	・ 中国通商情報の提供および韓・中セミナーなど企業協力
	・ 特許、商標、デザインなど知識財産権の保護
	・ FTA 協定文 (品目別の譲許対象、関税率) に関する相談およびコンサルティング
	・ 中国認証、標準に関する相談
	・ 現場の貿易隘路解消への支援

○ (協業体系) 一方、チャイナデスクの設置時期に合わせて KOTRA が中心となって中国現地に構築する予定の隘路解決の専担組織 (海外 FTA 活用支援センター*) と有機的に連

携して国内外の支援機関間で協業体系を構築**することで、国内と海外において中国進出企業を立体的に支援できる基盤を構築していく計画である(資料参照)。

* 海外 FTA 活用支援センター : 北京('15.3)、青島、成都、上海など 4 カ所に設置する計画

** 「チャイナデスク」と「海外 FTA 活用支援センター」間で有機的な連携支援体系を構築

○ ここに関税庁が全国 30 の税関に設置して支援する計画の「YES FTA チャイナセンター」の機能が加わると、中国進出企業の隘路を解決できると思われる。

〈 韓国 - 中国現地における FTA 活用支援の体系 〉



□ 企業の関心度という面では、1380 コールセンターで受けている一日平均の相談件数は韓・中 FTA の仮署名を前後にして大きく増加(一日平均: 45 件 → 65 件)したことを考えると、他の FTA 締結の時より韓・中 FTA 妥結の後に関心度が高まったことがわかる。

○ (相談事例) チャイナデスクの正式開所を準備している間に 1380 コールセンター*を通じて受け付けられた中国進出関連の相談事例は以下の通りである。

* (事例 1) 化粧品メーカーの A 社は、他の製品は譲許対象から除外されたが、現在基準関税率が 6.5%の基礎化粧品は発効日から基準関税率の 20%が 5 年間引き下げられ

るとの説明を聞いて「FTA 品目別のマニュアル(冊子、動画教育資料)」などの支援を受けて FTA 活用を準備中。

** (事例 2) 伝統酒メーカーの B 社は、中国の税関毎に蒸留酒 (10%) と発酵酒 (40%) に品目分類が異なっていて同じ製品でも異なる税率を適用されている状況。二つの品目とも譲許対象になったことで FTA 特惠関税を適用されるために準備中で、「通関の一元化」が必要な部分は両国間の協力チャンネルを通じて議論する計画。

□ 「チャイナデスク」は FTA コールセンター(電話番号「1380」)とホットラインで繋がるので「チャイナデスク」の利用を希望する企業は市外局番なしで 1380 に電話をするか直接訪問(貿易協会の 3 階)すると、いつでも相談が受けられる。

※ 1380 コールセンターの運営時間：平日 08:00 - 20:00

○ 仮署名の段階にある今、高い関心が集まっている業界の隘路を解消して FTA の積極的な活用という結果が得られるよう最大の支援サービスを提供する。

□ チャイナデスクの開所式と連携して開催した「2015 通商産業フォーラム、韓・中 FTA の中小企業活用ワークショップ」には通商産業フォーラムの文化委員など各業種の企業から 400 人余が参加して中国市場に対する理解を深めた。

○ 関連機関・学界・業界の中国専門家らが講演者になってチャイナデスクや FTA 海外活用支援センターの具体的な活用方法などを紹介する一方、今後有望な中国の内需市場や地域別の進出戦略など各企業のニーズに合わせた情報を提供した。

○ 特に中国の広東省最大のショッピングモールである Yihu デパートの Su Weibing 代表は、「最近中国消費者の韓国消費財への需要が継続的に増加する傾向にある」と話している。

- Su Weibing 代表は韓国消費財の中国販売戦略として i) 多様な流通チャンネルを確保した中国パートナーとの合弁、ii) 良質のアイデア商品の開発、iii) 中国に特化した確実なブランド戦略の樹立などを提案した。

□ 産業部のユン・サンジク長官は、「韓国企業が韓・中 FTA を韓国経済の新たな成長の土台にし、チャイナデスクを活用して中国進出に必要な全ての支援を手軽に受けられるようになってほしい」と述べた。

○ 併せて、チャイナデスクに派遣された専門家にも「中小企業のメンター兼協力のパートナーとして、韓国企業の中国進出の誘い水としての役割を果たしてほしい」と要請した。

2-9 特許庁、知財権保護ガイドブックを発行

韓国特許庁(2015. 3. 12.)

特許庁は、海外進出企業の知財権保護活動を支援するため、中国、ドイツ、台湾、ブラジル、フィリピン、マレーシアの6カ国に対する知財権保護ガイドブックを新たに製作・普及する。

知財権保護ガイドブックは、知財権の出願から紛争対応まで、海外における韓国企業の知財権保護に向けた情報を多様に盛り込んでいる総合案内冊子で、各国の知財権制度および出願手続きを分かりやすく説明し、侵害類型別に対応方法とともに現地の代理人情報を紹介している。

2005年から現在まで米国、中国、日本など、計25カ国に対するガイドブックが作られ、活用されている。今回は、最近貿易の割合が増加しつつある中国、ドイツ、台湾、ブラジルなど計6カ国の知財権法、制度の変化などを新規反映した。特に、中国の著名商標保護制度など、各国ならではの制度に対する詳細な説明とともに海外代理人情報を大幅に強化した。

特許庁産業財産保護政策課のソ・ウルス課長は、「海外における知財権紛争は、輸出前の段階から予め準備して予防することが重要だ。主要国の知財権制度と紛争対応要領を詳しく説明している知財権保護ガイドブックが知財権紛争に関する韓国企業の被害を予防し、対応できる指南書になるはずだ」と述べた。

知財権保護ガイドブックは、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr)にて無料で配布している。詳しい内容は、特許庁産業財産保護政策課(TEL042-481-5953)、韓国知識財産保護協会(TEL02-2183-5821)でお問い合わせできる。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG ディ스플레이、特許競争力の確保に必死

LG ディ스플레이が主力事業の有機 EL (OLED)部門を中心に特許競争力を強化する動きを見せている。

3日、業界によると、LG ディ스플레이は、国内・国外市場において発生し得る特許紛争への対応力を備え、特許技術を確保するため、昨年3月、ハン・サンボム社長の特別指示に従って米国に特許管理専門会社を立ち上げた。

会社側の説明によると、米ノースカロライナ州に立ち上げた特許管理専門の子会社、Unified innovative technology (UNIT)を介して、多数のLCD・OLED特許技術を購入している。

LG ディ스플레이関係者は、「グローバル有機 EL 市場をリードする企業として、今後、商品に適用する特化した技術を確保するために子会社を設立した。特許は、韓国で直接管理するより、特許保護に向けた制度的装置が体系的に整っている‘特許天国’の米国において管理した方が特許保護およびソーシングの効率性向上に役立つ」と述べた。

UNITは、LG ディ스플레이が100%出資した子会社で、LG ディ스플레이単独で特許管理子会社を立ち上げたのは、今回が初めてだ。

LG ディ스플레이は、2009年、有機 EL テレビ市場のシェアを先取りするため、有機 EL に関するオリジナル技術を保持していたイーストマンコダック社の特許権を買い取り、LG 電子と共同で関連特許を管理する特許運営合弁会社を米国にて設立した。

LG ディ스플레이は、有機 EL 材料業者との特許ライセンス協約も加速化させている。

会社側の説明によると、高性能有機 EL 材料の安定的な供給先を確保し、フレキシブルおよび透明有機 EL を開発するなど、次世代ディスプレイ市場の主導権を握るための戦略だという。

同社は、昨年12月に出光興産、今年1月に米UDCと「有機 EL 技術の相互協力および関連特許ライセンス協約」を相次いで締結した。

このような動きに対して業界では、これまでサムスンディスプレイと有機 EL 技術流出攻防戦を激しく繰り返してきた同社が、国内・国外における技術流出への対応力を高め

るため、特許という「盾」の強化に乗り出したと見ている。

国内ディスプレイ業界を率いる両輪であるサムスンディスプレイと LG ディ스플레이は、2012 年から技術研究陣と役員が絡まれた有機 EL 技術流出攻防戦を継続している状況だ。

先月 6 日、水原地方裁判所が LG ディ스플레이の役・職員に対してサムスンディスプレイの有機 EL 技術流出に関して罰金刑を言い渡した。同月 13 日には、サムスンディスプレイの役員と LG ディ스플레이協力会社の社長などが有機 EL 技術流出の疑いで在宅起訴されることもあった。

一方、LG ディ스플레이は、2014 年 9 月末基準で、国内特許 1 万 2,944 件、海外特許 1 万 2,971 件を保持している。サムスンディスプレイの国内特許は、1 万 66 件、海外特許は 1 万 6,598 件だ。

キム・スヨン記者

3-2 ジェネリック医薬品市場、「無限競争」に突入

デジタルタイムズ(2015. 3. 11.)

今年に入って、製薬・バイオ業界に「ジェネリック医薬品」が話題となっている。製薬業界は、今月 15 日から施行される「(医薬品)許可特許連携制度」に基づいてジェネリック市場の再編が予想される中、バイオ業界では、バイオシミラー市場の競争が本格的に始まると見通している。

許可特許連携制度が施行されれば、ジェネリック医薬品の許可を得るとき、オリジナル医薬品の特許権者が訴訟を提起すれば、9 カ月間販売ができない。しかし、特許無効審判等において一番早く勝訴した製薬会社には 9 カ月間のジェネリック医薬品独占販売権が与えられる。現在のジェネリック医薬品は、オリジナル商品の特許が満了すれば、数十種類の商品が一斉に放出され、市場を分け持つ場合がほとんどだ。

しかし、制度の導入後には、特許の取得に成功した製薬会社が独占販売で市場を先取りし、大きな収益を確保できる。

製薬業界では、これから積極的な特許取得と技術開発に取り組み、ジェネリック医薬品の競争力をグローバル水準に高める機会を得られると期待している。

許可特許連携制度などの制度を活用してグローバル製薬会社に成長した会社がグローバルジェネリックトップの「テバ」。テバは、米国で積極的な特許訴訟によって「ファースト・ジェネリック」戦略を展開した結果、2012年に23兆ウォンの売上を出し、グローバル製薬会社トップ10に名を上げた。

市場調査機関によると、グローバルジェネリック市場は、2011年の268兆ウォンから2017年に518兆ウォン規模に倍増すると見込まれる。そのため、最近、ジェネリック専門会社のホスピーラを18兆ウォンに買収したファイザーなど、グローバル製薬会社もジェネリックの競争力強化に乗り出している。

国内でも、セルトリオン製薬が1,500億ウォンを投じて、年間約100億錠の生産が可能な国内最大規模のジェネリック生産施設を建てるなど、投資を増やしている。

業界のある関係者は、「膨大な投資がかかる新薬開発を控えて、グローバル競争力を備えたジェネリック会社を立ち上げるのも、国内製薬産業の発展を導く一因になる。独占販売権制度が国内製薬会社の特許競争力を高めるチャンスだ」と述べた。

ジェネリック医薬品だけでなく、バイオ医薬品のジェネリックであるバイオシミラーも、年初からバイオ業界の話題に上げられている。

最近、米FDAが初めてバイオシミラー商品の販売を許可したことで、世界最大規模のバイオ医薬品市場である米国市場が開放された。その影響で、世界初の抗体バイオシミラーの「レムシマ」と第2号の「ハジユマ」を開発した国内バイオシミラー先頭企業であるセルトリオンの株価は高止まりしている。

サムスングループも国内と欧州にバイオシミラー「SB4」の許可申立書を提出し、4商品の商業化に向けた臨床を進めるなど、スピードを上げている。そのほか、東亜ソシオホールディングスは、バイオシミラー事業部を分社して集中度を上げる計画で、バイオベンチャー企業のエイプロジェンも最近、レミケードのバイオシミラーの生産を開始した。

KDB 大宇証券のキム・ヒョンテ研究員は、「国内バイオシミラー業者は、海外マーケティングパートナーを確保しており、グローバル臨床段階を終了したか、後期段階に入っているため、他国企業より一歩早く米国市場に進出できると見られる」と分析した。

※用語説明：(医薬品)許可特許連携制度＝米韓 FTA の合意事項の一つで、ジェネリック医薬品の許可とオリジナル医薬品の特許権行使を連動させる制度。これまで国内製薬会社は、オリジナル商品の特許にかかわらず、ジェネリック医薬品の許可を得て、特許侵害の有無は当事者間の訴訟によって解決してきた。しかし、これからは、製薬会社がジェネリック医薬品の許可を申し立てる際、特許権者にこれを通知しなければならず、特許権者が特許訴訟を提起すると通知時点から 9 カ月間、ジェネリック医薬品の販売が禁止される。

同制度は、オリジナル特許を保持している多国籍製薬会社に有利なため、ジェネリック医薬品を中心に事業を展開している国内製薬会社に配慮して「優先販売品目許可制度」を導入している。これによって、一番先に特許挑戦(特許無効審判等)で勝訴する製薬会社は、9 カ月間ジェネリック医薬品を独占販売することができる。

ナム・ドヨン記者

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 海外商標出願が容易に

韓国特許庁(2015. 3. 13)

特許庁は、米国・欧州・日本・中国・韓国で共通認定される商品・サービス業の名称を容易に検索できるウェブサイト(TM5 ID List Website)サービスを開始した。

商標(ブランド)を各国に出願して権利として保護を受けるためには、商品と商品分類を正確に指定して出願しなければならないが、外国特許庁および知的財産に関する国際機構の商品名称と分類が若干ずつ異なる場合があり、海外で商標を出願するときの隘路事項になっていた。

世界知的所有権機関(WIPO)を介して海外に出願する場合、商品名称および商品類の問題によって欠陥が発生した割合が 2013 年に 25.3%、2014 年上半期に 17.1%に達した。

これまで特許庁は、このような海外出願の問題を解消するため、外国特許庁および WIPO と持続的に協力事業を進め、英国・フランスなど 42 カ国の外国特許庁およびアフリカ広域知的財産機関(The African Intellectual Property Organization)など国際機構の商品名称および商品類を検索できる韓国語 TMclass(<http://tmclass.tmdn.org/ec2/?lang=ko>) ウェブサイトを 2013 年に立ち上げた

ほか、WIPO で認める商品名称および商品類を韓国語で検索できる韓国語 MGS (Madrid Goods and Services - <http://www.wipo.int/mgs/?lang=kr>) ウェブサイトを 2014 年 6 月に立ち上げた。

今回の TM5 ID List Website (<http://oami.europa.eu/ec2/tm5>) は、世界中の商標出願の約 7 割を占める TM5 (米国・欧州・日本・中国・(韓国)) と協調して構築したもので、同国の特許庁において共通認定される約 15,000 件の商品名称を簡単に検索することができ、海外出願人の利便性が画期的に向上される見通しだ。

TM5 ID List Website に掲載された商品名称および商品類区分は、TM5 でそれぞれ毎月 30 件ずつ提案して TM5 全員の承認を得たもので、同ウェブサイトでは検索された商品名称および商品類区分によって米国・欧州・日本・中国・韓国に商標を出願する場合、商品名称の不明確または商品類のミスによる拒絶はなくなる。

商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は、「TM5 に商標を出願する企業は、海外代理人の費用削減および迅速な権利獲得のために TM5 ID List Website を介して商品名称を検索し、出願することを勧めたい。海外出願人の利便性向上に向けて、今後も TM5 との協力を一層強化していく予定だ」と述べた。

その他一般

5-1 知財権の審判処理期間を 1 カ月短縮すれば 3 千億以上のコスト削減が可能

デジタルタイムズ(2015. 3. 2.)

特許など知財権の審判処理期間を 1 カ月短縮すれば、3,000 億ウォン以上の費用削減効果が得られるという調査結果が出た。

2 日、韓国知識財産研究院の「審判処理期間の短縮による社会・経済的効果の分析」に関する研究報告書によると、審判処理期間を 1 カ月繰り上げれば、特許(実用新案を含む)は 1,479 億ウォン、商標は 837 億ウォン、デザインは 891 億ウォンなど、合計 3,207 億ウォンの費用削減効果が得られるという。

要するに 2010 年から 2014 年まで特許は 1.2 カ月 (10.6→9.4 カ月)、商標・デザインは 1.8 カ月 (9.1→7.3 カ月)それぞれ審判処理期間が短縮され、特許は 1,775 億ウォン、商標 1,507 億ウォン、デザイン 1,604 億ウォンと、合計 4,886 億ウォンの経済的効果を

上げたことになる。

それと共に適切だと思う審判処理期間を問う調査では、決定系(審査官の拒絶決定に対する是非を判断する審判事件)の場合、特許は3カ月ないし10カ月、商標・デザインは3カ月がそれぞれ適切だと答えた。一方、当事者系(無効審判など、相互が争う審判事件)の場合、特許とデザインは6カ月以内、商標は3カ月以内だという回答が最も多かった。

適切な審判処理期間に対する経済的分析では、特許と商標が6~7カ月区間、デザインは5~6カ月区間において投入比算出効率性が最も高いことが分かった。しかし、特許は9カ月以上、商標とデザインは7カ月以上から効率性が急激に低下するという。

キム・ボムテ副研究委員は、「知財権の審判処理期間の短縮に対する重要性は認知していたが、社会・経済的効果を分析した研究は今回が初めてだ。長期間の審判処理による権利化の遅延は、個人・企業の経済的費用はもちろん、国家的費用も誘発するだけに、知財権の早期権利化と当事者間の紛争を早期に解決するため、審判処理期間の短縮に力を入れなければならない」と述べた。

今回の調査は、2009~2013年まで知財権審判を経験したことがある企業の知財権専門家175人を対象にオン・オフラインのアンケート調査を実施して行った。

イ・ジュンギ記者

5-2 サムスン、いよいよ有機ELテレビ市場へ?

デジタルタイムズ(2015.3.4.)

次世代プレミアムテレビといわれる有機EL(OLED)テレビの市場が、昨年、5倍以上の高い成長を見せた。サムスン電子も関連商標を登録し、量子ドットと有機ELのうち、どちらの技術が次世代プレミアムテレビ市場を主導するかに注目が集まっている。

4日、市場調査機関ディスプレイサーチによると、有機ELテレビは、昨年約7万7,000台の販売量と2億8,000万ドル(約3,000億ウォン)規模の売上高を記録した。これは前年に比べると、売上は17倍、金額は約5.5倍増加した数値だ。

地域別では、プレミアムテレビの需要が多い西欧地域が全体の30.7%を占め、アジア・太平洋地域が18.4%、北米地域が18%でその次となった。四半期別では、昨年第1四半期に4,600台の販売に止まっていたものが同年第4四半期には、4万2,400台を販

売し、その成長傾向は強まっている。

業界では、その要因として有機 EL テレビの値下がりを上げている。有機 EL テレビ市場をリードしている LG 電子は、昨年 9 月、399 万ウォンの 55 型有機 EL テレビを発売し、有機 EL テレビの大衆化時代を宣言した。2013 年に初めて発売された当時の価格 (1,500 万ウォン台) に比べると、4 分の 1 水準に値下がりしている。

ここに中国と日本勢も本格的な有機 EL 商品を発売する見通しで、価格はさらに下がると見られる。LG ディスプレーは、近日中に中国及び日本のテレビメーカーに有機 EL パネルを本格的に供給する予定で、商品も発売されるという。

その中でも、サムスン電子の有機 EL テレビについては、さらなる注目が集まっている。韓国特許庁によると、サムスン電子は、先月 26 日、「Super UHD OLED」、「Ultra Super OLED」、「Samsung Super Ultra OLED」、「Ultra OLED」商標を出願した。業界では、サムスン電子が有機 EL テレビの発売を前に予め商標権を確保したものと分析している。

これに対してサムスン電子側は、一つの可能性として商標権を確保しただけで、商品の発売に拡大解釈してはならないという立場。しかし、サムスン電子は、昨年から有機 EL テレビに関する技術をすでに確保しており、市場の準備さえ整えれば、いつでも対応できるという立場を数回にわたって明らかにしてきただけに、関連商品の発売可能性は充分ある。

ただし、サムスン電子の商標権登録は、商品の発売より、商標権の防御という側面が強いという分析もある。サムスン電子は、今月初旬に量子ドット技術を適用した SUHD テレビを披露したが、LG 電子も同月 24 日、似た名前の「スーパーUHD テレビ」を発売して、類似性の議論が提起された。

一方、ディスプレイサーチは、今年のテレビ向け有機 EL パネルの供給量が 77 万 5,000 台に上り、昨年 (20 万 5,000 台) に比べて 278% も増え、2021 年には 1650 万台・70 億ドル規模に成長すると見通している。

パク・ジョンイル記者

5-2 LG 化学、中バッテリー業界のトップ企業にセパレータの特許を輸出

電子新聞 (2015. 3. 8.)

LG 化学が独自開発したバッテリーの安全性強化セパレータ (Safety Reinforced Separator、SRS)に関する特許技術を中国トップのバッテリー素材企業にライセンス輸出する。

8日、LG 化学は、中国のリチウムイオン二次電池セパレータのメーカーであるシニア社 (Shezhen Senior Technology) に SRS 特許技術をライセンス契約方式に提供すると発表した。

今回の特許輸出は、昨年日本の宇部マクセルに次いで2番目となる。これで韓国のバッテリー・セパレータ技術が技術先進国の日本に次ぎ、世界最大規模の電気自動車 (EV) 市場に浮上しつつある中国にも進出する。

シニア社は、主にEVに使われる乾式セパレータの生産量で中国トップ企業で、昨年、約3億3,000万人民元 (約583億ウォン) の売上を出した。同社は、LG 化学をはじめ、中国の有力な二次電池メーカーにセパレータを供給している。

SRS 技術は、2004年、LG 化学が独自開発したバッテリーの安全性を強化する技術で、バッテリーの中核素材であるセパレータ原反にセラミックをコーティングし、熱的・機械的強度を高めることで、内部短絡を防止する機能をする。LG 化学は、同技術について、2007年、韓国を皮切りに2010年には米国、2012年には中国、2014年には欧州と日本など世界主要国内で特許登録した。

LG 化学の関係者は、「SRS は、これまで GM・ルノー・ボルボ・アウディなどのグローバル完成車メーカーとジーメンス・AES・SCE などの電力会社に対するバッテリー供給者に選定される決定的な要因となった技術だ。世界有数のセパレータメーカーから関連技術の使用に関する問い合わせが増加しているだけに、今後も有償ライセンス契約が増えると見られる」と述べた。

パク・テジュン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム